届出制手数料に係わる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	**0　円** 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の**60%**（または　円） （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の**60%**（または　円） 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な 相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な 相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の**60%**（または　円） 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金　　**0　円** 活動１日あたり　　**0　円** 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の**60%**（または　円） （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の**60%**（または　円） 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金　　**0　円** 相談・助言終了時　　**0　円** 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の**60%**（または　円） 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

職業紹介料（手数料）の返戻金制度に関する事項

入社に至った求職候補者が就労を開始した後、求職候補者に起因する事由により退職または解雇となった場合（能力不足・疾病等に起因して退職または解雇となった場合及び自己都合により退職した場合を含む）には、株式会社キャリアスタジオ・ジャパンは入社先企業が採用した本人の退職日の属する月の翌月末までに下記により算定された返戻金を支払う。

※入社後

１ヶ月未満にて退職　請求額の**80%**

３ヶ月未満にて退職　請求額の**50%**

６ヶ月未満にて退職　請求額の**10%**